

## 大津町建設コンサルタント業務等委託最低制限価格の設定について

### 1. 概要

大津町が発注する建設コンサルタント業務等について入札及び契約の適正化を推進するため、最低制限基準価格を設定する。

### 2. 対象業務

予定価格が50万円を超え、かつ、競争入札に付する建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りではない

### 3. 算定方法

最低制限価格は、基準価格に1.00000から1.01000までの範囲内において無作為に抽出するランダム係数を乗じて得た額とする。基準価格は、下表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる額（円未満切捨て）を合計した額を基準価格とする。ただし、基準価格が下表設定範囲の上限額を超える場合はその上限額（円未満切捨て）を、基準価格が下表設定範囲の下限額を下回る場合はその下限額（円未満切捨て）を基準価格とする。

業務区分	算定基礎額1	算定基礎額2	算定基礎額3	算定基礎額4	設定範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	予定価格の100分の60から100分の82まで
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格の100分の60から100分の80まで
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の100分の60から100分の80まで
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	予定価格の3分の2から100分の85まで
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	予定価格の100分の60から100分の80まで

### 4. 施行日

令和4年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。